

知っておきたい退職金への課税

知らなきや損する

今回は、退職金の税金についてご紹介いたします。「退職金は課税されない」という考えは思い込みで、金額によっては、給与と同じく所得税と住民税が課税されます。

退職金は、長年の勤務に対し報償として、一時金で支払われますが、一時金ではなく「企業年金」として「年金化」され受け取る仕組みもあります。この場合の税金は、公的年金と同じです。

退職一時金は、図のように、退職金から「退職所得控除額」を差し引いて2分の1にし、他の所得と分離して所得税率（累進税率）や住民税率（10%）を掛けて税金を計算するため、税金の負担が軽くなるように配慮がなされています。

例えば、Aさん勤続年数32年1カ月で退職金が1800万円なら、退職所得控除額は、①800万円+70万円×13年（勤続年数が1日でもあれば1年として計算、33年-20年）=1710万円。これを退職金から差し引いた額の1/2の45万円に所得税（復興特別所得税率を含む）・住民税率を掛けた税金（6万7972円）が源泉徴収され、給与のように「源泉徴収票」が交付されます。

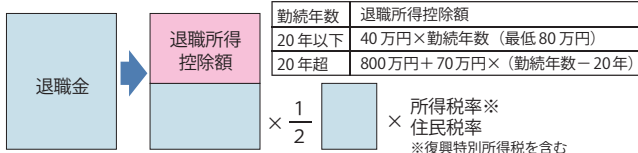
退職金の支払いを受ける時までに、「退職所得の受給に関する申告書」を提出している人は、前出の源泉徴収だけで終了するため、原則と

して確定申告をする必要はありません。もし提出していないと、退職金から一律20.42%の所得税と住民税が源泉徴収（372万600円）されるため、確定申告で精算しないと税金が還付されないのです。

少し複雑な事例ですが、仮に、先ほどのAさんが55歳で、退職後転職して63歳まで勤務。前の会社で企業年金の一つ、「DC【確定拠出年金企業型（退職金の一部はDCに移管）】」があったのですが、転職先にはDCがなく、②個人型DC（イデコ）へ移管し5年間継続して積立て、60歳で一括受取の想定額450万円とすると税金はどうなるのでしょうか。企業年金もDCも一括で受け取ると退職金の税金になります。

②では、DC加入期間が移管があって38年になり、退職所得控除額は800万円+70万円×18年=2060万円ですが、法令で過去14年以内に①退職金があるので、2060万円-1710万円=350万円を退職所得控除額として計算します。

また、退職所得は、給与所得と合算して、引ききれない所得控除額があれば控除することもできます。退職金制度や雇用が多岐になり、税金も複雑な人が増えています。ここでは一部をご紹介しましたが、複雑な場合は、税務署や税理士にお尋ねください。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サティファイドファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 ……………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 ……………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/>

●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

☎076-232-2038